

※佐渡市高齢者虐待対応マニュアル【Ⅱ養護者による虐待への対応】P28～31 抜粋

在宅高齢者虐待における関係機関に期待される役割について

高齢者虐待防止法においては市が第一義的に責任を有し、委託を受けた地域包括支援センターが専門機関として対応の中心を担っています。（市の役割については、13頁を参照）

高齢者虐待は、複雑な問題があり1つの機関では対応できないことが多く、地域の各関係機関がそれぞれの専門性を活かし、連携・協力して対応することが重要です。高齢者虐待防止ネットワークを構成する団体の役割は以下のとおりです。（令和3年度第3回佐渡市地域包括ケア会議での意見を参考に作成。）

・新潟県リハビリテーション専門職協議会佐渡支部

予防	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスを伝え、利用を勧める。 ・養護者が、高齢者に無理な要求をしないよう退院前リハビリ見学を行い、現在の身体機能と今後の見通しを正しく伝える。
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・退院前に8050問題に該当する家族構成で、養護者が退院に向けた無理な要求をする場合は特に注意して対応する。 ・訪問リハビリ、外来リハビリ受診時に、患者さんの状態と共に養護者の介護負担やメンタルも観察する。
対応への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待対応ケース会議への参加、適切な移乗動作、移乗動作のアドバイス、軽度認知症の対応や、摂食嚥下介助方法の指導を定期的に行う。

・新潟県厚生連佐渡総合病院

予防	<ul style="list-style-type: none"> ・相談を受ける際は、なるべく本人と家族双方から話を聞くようする。家族の中には、本人には言えず困っていたり我慢している人もいたり、背景がそれぞれあるため、家族背景も含めてお互いの考えが聞けるよう促す。時には時間を分けて話を聞くようにする。 ・困っている事や辛い状況を声に出すことに抵抗がある家族もいるため、家族の方が話しやすい環境や場の設定もする。（家族のみでの事前問診等） ・院内では、外来Nsとも情報共有をしている。外来での様子が心配、家族が疲れていた等、気になる様子があった時は情報提供をうけている。その情報を受け家族へ様子を伺う対応も行う。
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・通院患者でなにか様子が心配であったり、家族が困っている状況によっては、地域包括支援センターに情報提供を行う。
対応への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、家族等から相談を受けた際は、精神科的な専門分野でも助言、アドバイスを行う。

・佐渡福祉施設長連絡協議会

予防	・介護者に対して声掛けし、困ったことがあれば連絡するよう伝えることで少しでも気持ちやストレスを和らげる。
早期発見	・虐待が疑われる家族の情報を知った場合は地域包括支援センターへつなぐ。 ・ショートステイ利用中の入浴介助時、身体に異変がないか調べる。
対応への協力	・措置入所や、ケース会議への参加。

・新潟県司法書士会佐渡支部

予防	・毎月の法律無料相談のなかで、相談に応じる。
早期発見	・苦情・通報による、通報者の保護、および不利益取り扱いの禁止の具体的な徹底が望まれる。
対応への協力	・不法行為による損害賠償訴訟（民法 709 条）の訴状の作成。証拠説明書の作成等。

・新潟県弁護士会

対応への協力	・成年後見人等候補者の推薦。 ・成年後見人等申立てのサポート。 ・高齢者虐待対応専門職チームの派遣。 ・地域包括支援センター訪問法律相談事業。 ・各種法律相談、債務整理等。
--------	--

・公益社団法人新潟県社会福祉士会

予防	・リスク要因を把握して、それぞれの所属機関等での実践で発生リスクを下げる。 ・日頃の活動で養護者の話をよく聞き、ご苦労に寄り添う。
早期発見	・虐待や虐待と疑われる事例を発見した場合、市・地域包括支援センターへ報告し、連携する。
対応への協力	・高齢者虐待対応専門職チームへの会員派遣。 ・成年後見制度の利用など権利擁護の観点からの助言。

・公益社団法人新潟県栄養士会佐渡支部

早期発見	・人材を確保できる場合には訪問栄養指導を実施し、栄養状態から虐待の早期発見に結び付ける。デイサービス等の利用者の場合、施設での栄養指導を行うことができ、そこから栄養状態などで虐待の早期発見に繋げることが可能。
------	--

対応への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の介護等への参加。個々では、食事面で困りごとがあった場合、各施設で電話相談にのることが可能。
--------	---

・佐渡市民生委員児童委員協議会

予防	<ul style="list-style-type: none"> ・外部からの情報を得た場合は、確認に動いたり、関係機関に知らせることがきる。また地域において高齢者虐待について（注意）情報を流すことができる。
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・地域において、身なり等の気になる高齢者の存在に気がついたときは、注意して見守りをするよう心がける。虐待の疑いがあれば、関係機関に報告する。
対応への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・状況が悪化しないか見守る。 ・民児委員の理事会、定例会で虐待について学ぶ必要がある。

・佐渡市在宅介護支援センター（高千の里）

予防	<ul style="list-style-type: none"> ・最近見かけないなど地域の声を拾い、介と包括が訪問して様子を見る。 ・必要に応じて在介の訪問を頻回にする。
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の活動への参加を促す。
対応への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・ケースカンファへの参加。

・社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会

予防	<ul style="list-style-type: none"> ・生活の困り事を相談できる環境づくり。（地域、職場、友人、親族等） ・虐待要因の軽減。（相談窓口の周知・紹介、声かけ、インフォーマル・ボランティア等を含むサービスの利用） ・虐待は人権侵害にあたることの周知。
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供時の利用者の発言や表情、態度、体重減少などの変化や、介護者の変化に気づく。 ・入浴や排せつ介助時に皮膚状態の異常に気づく。 ・近隣住民からの情報提供。 ・早期発見に向けた、市民・事業者向け研修会の開催への協力。 ・相談・情報先の周知。
対応への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの受理から終結までの対応。 ・介護サービス事業者からの情報提供、協力。 ・生活支援コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカーによる支援。 ・地域包括支援センター、日常生活自立支援事業、成年後見センターによる権利擁護支援。 ・事例検討などを通じ、ケア能力、対応スキル向上を図る。

・佐渡警察署生活安全課

予防	<ul style="list-style-type: none"> ・各家庭を訪問した際の家人に対する声かけ、各種相談機関等の紹介。 ・認知症等により虐待事実が判然としない場合であっても疑いがあれば、通報、情報提供し予防に繋げる。
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待とは関係ない事案であっても、高齢者虐待が潜んでいる可能性があることを意識しながら聴取する。
対応への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・市や地域包括支援センターによる援助要請への協力

・新潟地方法務局佐渡支局（人権擁護委員担当）

予防	<ul style="list-style-type: none"> ・平日の業務時間中であれば、電話又は面接で人権相談を受け付けているので、相談してもらう。話をしてもらうことで少しでも予防につなげたい。
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・人権相談の場面が早期発見につながる。また相談内容が虐待の疑いのある事案の場合、関係機関に連絡し、連携を図ることで早期発見につながる。
対応への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者（被害者）から人権相談を受けた際、高齢者虐待の疑いがある場合、専門的な知識がある関係機関に連絡し、連携を図る。

・新潟県佐渡地域振興局健康福祉環境部

予防	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の紹介。 ・関係職種向けの高齢者虐待予防講演会の開催。
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師の訪問時に対象者やその家族の様子が異なる場合は、市や地域包括支援センターへ連絡する。

・佐渡市消防本部

予防	<ul style="list-style-type: none"> ・現場活動で、現場環境、話を聞いた中から判断し、少しでも疑いがあつた場合は地域包括支援センターへ報告する。
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃の活動の中で、虐待が疑われる場合は、地域包括支援センターへ報告する。
対応への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・聞き取りやその人の様子から何か気が付いた場合は、小さなことでも地域包括支援センターに報告するよう心がける。

・佐渡市健康医療対策課保健係

予防	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、養護者、また支援者も孤立させないように、日頃から声をかけたり、気かけあうようにする。
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・養護者の体調管理と、介護が適切に行えるための支援。（介護サービスの調整レスパイト、養護者でなければならない役割の整理をして、養護者自身の自己有用感を高めるなどの調整と支援をする。）

対応への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・地区担当保健師としてケース会議に参加し、養護者への支援をする。(虐待をするに至った背景を共有し、養護者の健康管理を通して支援にあたることができる)
--------	--

・佐渡市市民課保険年金係

予防	<ul style="list-style-type: none"> ・保険年金に関する減免 ・免除など利用可能な手続きの紹介・説明。
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口で保険年金の手続きの際、気づくことがあれば介護サービス、福祉、保健それぞれの担当課、専門職に繋ぐ。 ・医療機関への重複頻回受診や、多重服薬者への指導。 ・健康状態把握者のリストアップ、訪問対応、必要に応じて情報共有、関係機関につなぐ。
対応への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・保険年金に係る制度の説明・手続き。

・佐渡市社会福祉課総合福祉相談支援センター

予防	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の紹介。 ・包括支援センター等適切な機関に繋ぐ。様々な要因があると思われるケースについては、ケース会議等により、必要な支援の確認、紹介等をする。 ・家族がストレスを溜めないよう、訪問時等に話を聞く。
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問時、本人と家族の話を別々に聞くことで本音が聞きやすくなる。 ・いつもと違う様子の時には、適切な機関に連絡する。 ・市民や、サービス事業所等への定期的周知、啓発活動。
対応への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて訪問等による様子確認。助言。 ・相談に継続して対応。 ・虐待対応ケース会議への参加。

・地域包括支援センター

予防	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の各種相談の中で、虐待につながりかねないケースを見逃さず、予防に努める。 ・適切や制度やサービスにつなぐなどする。
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・通報、相談の受け付け。 ・見守り活動を行ううえでのネットワークの構築
対応への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待や虐待が疑われる相談、通報に対して、市と連携した対応。